



# 鳥取県公報

平成16年 6月25日(金)  
号外第98号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県政務調査費交付条例施行規則(58)(財政課)..... 1

—— 公布された規則のあらまし ——

### 鳥取県政務調査費交付条例施行規則

#### 1 趣旨(第1条関係)

この規則は、鳥取県政務調査費交付条例(以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

#### 2 使途基準(第2条関係)

政務調査費の使途基準を定める事とした。

#### 3 使用状況の調査(第3条関係)

代表監査委員による政務調査費の使用の状況の調査に関する事務を補助する職員は、収支報告書等の写しから知ることのできた情報をみだりに漏らしてはならない事とした。

#### 4 委任(第4条関係)

この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める事とした。

#### 5 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成16年度に交付される政務調査費から適用する事とした。

## 規 則

鳥取県政務調査費交付条例施行規則をここに公布する。

平成16年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第58号

#### 鳥取県政務調査費交付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県政務調査費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使途基準)

第2条 条例第4条に規定する用途基準は、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

調査研究費	実地調査及び調査委託に要する経費（調査委託料、交通費、宿泊費等）に充てること。
研 修 費	研修会等への参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）に充てること。
会 議 費	各種会議の開催に要する経費（講師謝金、会場借上料、機器使用料、資料印刷費等）に充てること。
資料作成費	資料の作成に要する経費（印刷製本費、原稿料等）に充てること。
資料購入費	図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）に充てること。
広 報 費	広報活動に要する経費（広報誌印刷費、送料等）に充てること。
事 務 所 費	事務所の設置及び管理に要する経費（事務所賃借料、管理運営費等）に充てること。
事 務 費	調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品購入費、通信費等）に充てること。
人 件 費	調査研究を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、社会保険料等）に充てること。

（使用状況の調査）

第3条 条例第8条第1項に規定する代表監査委員による同条第2項に規定する調査に関する事務を補助する職員は、同条第1項の規定により提出された収支報告書の写し及び証拠書類の写しから知ることのできた情報をみだりに漏らしてはならない。

（委任）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成16年度に交付される政務調査費から適用する。